

## 大阪市告示第90号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和8年1月26日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 高橋 徹

### 1 担当部局

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号大阪市役所3階

大阪市教育委員会事務局総務部総務課（調達グループ）

電話 06-6208-9077

### 2 入札に付する事項

#### (1) 役務の名称及び数量

①淀川区、東淀川区、西淀川区、此花区及び港区の大坂市立学校等産業廃棄物  
収集運搬業務委託（単価契約）長期継続 一式

②北区、都島区、福島区、旭区、鶴見区、城東区及び東成区の大坂市立学校産  
業廃棄物収集運搬業務委託（単価契約）長期継続 一式

③中央区、西区、浪速区、大正区、西成区、住之江区及び住吉区の大坂市立学  
校等産業廃棄物収集運搬業務委託（単価契約）長期継続 一式

④天王寺区、生野区、阿倍野区、東住吉区及び平野区の大坂市立学校産業廃棄  
物収集運搬業務委託（単価契約）長期継続 一式

(2) 業務委託概要 入札説明書による。

(3) 業務委託期間 令和8年4月1日から令和9年9月30日まで

(4) 履行場所 入札説明書による。

### 3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを該当し、本市の入札参加資格審査において、その資

格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（上記1に同じ）に行えば当該審査を行う。ただし、令和8年2月5日（木）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「01：建物等各種施設管理－16：廃棄物処理－03：産業廃棄物（収集・運搬）（061）」で登録していること
- (5) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条第1項に規定する次の許可を有すること
  - ・積込み、積下ろし場所の産業廃棄物収集運搬業の許可  
(積込み場所) 大阪府大阪市  
(積下ろし場所) 大阪府大阪市  
(許可項目) 金属くず、廃プラスチック類、ガラスくず、木くず
- (6) 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター管理の電子マニフェストシステム「JWNET」へ収集運搬業者として加入していること

#### 4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先  
大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（上

記 1 に同じ)

(2) 入札説明書等の交付方法

公告の日から令和 8 年 2 月 5 日（木）まで無償にて交付する。

※紙入札者については、「1 担当部局」において入札説明書等を公告の日から令和 8 年 2 月 5 日（木）までの毎日（本市の休日を定める条例（平成 3 年大阪市条例第42号）第 1 条に掲げる本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）、午前 9 時から午後 5 時まで無償にて交付する。（ただし、午後 0 時15分から午後 1 時までの間を除く。）

(3) 入札参加申請書等の受付期間

公告の日から令和 8 年 2 月 5 日（木）までの本市の休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで

(4) 入札参加申請書等の受付場所

入札説明書による。

## 5 入札執行の日時等

(1) 電子入札による場合

①入札書受付期間

令和 8 年 3 月 9 日（月）午前 9 時から令和 8 年 3 月 10 日（火）午後 5 時まで

②開札予定日時

令和 8 年 3 月 11 日（水）午前 10 時

③場所

システム上とする。

(2) 紙入札による場合

①入札書受付期間

令和 8 年 3 月 11 日（水）午前 9 時45分から午前 10 時まで

②開札予定日時

令和8年3月11日（水）午前10時

③場所

大阪市教育委員会事務局入札室（上記1に同じ）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は、書留郵便等配達の記録が残る方法により令和8年3月10日（火）午後5時までに必着のこと

## 6 入札保証金等

(1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上）免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（単価契約にあっては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあっては、落札金額を1年当たりの額に換算した額）の100分の3に相当する違約金を徴収する。

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本告示に示した入札参加申請書等を令和8年2月5日（木）午後5時までに受付場所に、持参又は書留郵便等配達の記録が残る方法による郵送により必着のこと。なお、当該書類に関し、本市より説明を求めら

れた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

## 8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

## 9 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 落札決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、又は、契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがあることその他の理由により著しく不適当であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 本契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 入札の参加に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- (5) 詳細は入札説明書による。

## 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:

①The transport of industrial wastes from the Osaka Municipal Schools of Yodogawa-ku, Higashiyodogawa-ku, Nishiyodogawa-ku, Konohana-ku and

Minato-ku 1set

②The transport of industrial wastes from the Osaka Municipal Schools of Kita-ku, Miyakojima-ku, Fukushima-ku, Asahi-ku, Tsurumi-ku, Joto-ku and Higashinari-ku 1set

③The transport of industrial wastes from the Osaka Municipal Schools of Chuo-ku, Nishi-ku, Naniwa-ku, Taisho-ku, Nishinari-ku, Suminoe-ku and Sumiyoshi-ku 1set

④The transport of industrial wastes from the Osaka Municipal Schools of Tennoji-ku, Ikuno-ku, Abeno-ku, Higashisumiyoshi-ku and Hirano-ku 1set

(2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation: 5:00PM, 5th February 2026

(3) The date and time for the submission of tenders:

①in person: from 9:45AM to 10:00AM, 11th March 2026

②by post: 5:00PM, 10th March 2026

③on the Osaka city Electronic Tender System: from 9:00AM, 9th March 2026 to 5:00PM, 10th March 2026

(4) A contact point where tender documents are available:

General Affairs Division, General Affairs Department, Board of Education, The City of Osaka 3-20, Nakanoshima 1-chome, Kita-ku, Osaka 530-8201, TEL06-6208-9077

(We accept applications that are presented in Japanese only.)

(教育委員会事務局総務部総務課)